

大阪広域水道企業団職員の扶養手当に関する規程等の一部
を改正する規程のあらまし

- 1 職員の扶養手当の届出や認定等について、扶養親族に係る扶養手当の改定に伴い、所要の改正を行います。
- 2 この規程は、平成29年4月1日から施行します。